



2019
健康経営優良法人
Health and productivity

認定証

(中小規模法人部門)

法人名 **大成運送株式会社**

貴法人は、従業員の健康管理を経営的な
視点で考え、戦略的に実践する「健康経営」
の取組が優良であると認められました
よって、ここに「健康経営優良法人2019」
として認定します

経済産業省及び厚生労働省と共に、今後一層
取組を推進されることを期待いたします

2019年2月21日

日本健康会議



(別添2)

認定基準適合状況説明書

(項目番号 3 - 1 - 1 ①定期健診受診率 (実質 100%))

【適合基準】以下①②のいずれかに該当すること

- ① やむを得ない理由がある者を除き、労働安全衛生法に基づく定期健康診断における直近の受診率が 100%であること
- ② やむを得ない理由がある者を除き、労働安全衛生法に基づく定期健康診断における直近の受診率が 95%以上であり、未受診者に対しては、早期に受診するように適切な受診勧奨を行っていること

記載欄							
定期健康診断 実施日(期間)	2018 年 1 月 1 日 ~ 2018 年 12 月 31 日						
常時使用する 従業員数 ※申請書 P2「常時使用 する従業員数」①~④ の合計人数を記載	117 人	対象者 数(a)	117 人	受診者数 (b)	113 人	未受診 者数	4 人
常時使用する従業 員数と対象者数が 一致しない場合、 その理由							
受診率 (b/a×100)	96.6% (2018 年 11 月 12 日時点)						
受診率が 95%以上 100%未満の場合 の受診勧奨の内容 等	※受診率が 95%以上 100%未満の場合は、未受診者に対して早期受診を働きかけていることを本欄で説明してください。 (受診勧奨の対象者数、実施時期及び実施内容を明記してください。) ※不要な個人情報掲載しないでください。 様 2018/11/9 経務部 上記の通り受診率は現在 96.6%です。 集団健診を 11 月 2 日に実施をし、業務上の都合で日程が合わず受診できなかった者が 4 名おり、11 月 9 日に文書にて未受診者に対し 12 月上旬までに各自最寄りの医療機関にて健診を受け、結果を提出するよう働きかけました。 平成 26 年度以降、受診率は 100%を継続しており、本年度も期間内には 100%となる見込みです。 健康診断受診のお願い 定期健康診断が受診できなかった方は、最寄りの病院等で受診して下さい。 健診費用は実費を会社から支払いますので、健診結果に会社名の入った返却票(大成運送所 OQ-みら 様で、很し書に、定期健康診断代金として。)を添付して、12 月まで提出して下さい。 また、健診費用実費の上額は 12,000 円となっていますので、事前に健診費用をご確認の上、受診して下さい。 ※受診料は、健診結果を結果提出後になりますので、ご通知下さい。 ※領収書の記載例> 平成 OQ-みら OQ-みら 領 収 書 大成運送所 OQ-みら 様 ¥ OQ-みら 上記に添付しました (領し、定期健康診断代金として。) ※受診料は実費を会社から支払いますので、 OQ-みら 様へ提出して下さい。 記 2 健診項目 ① 職位別および業務別の検査 ② 身長・体重・BMI・血圧・視力および聴力(1,000Hzおよび4,000Hz) ③ 胸部 X 線検査 ④ 心電図検査 ⑤ 尿検査(糖・タンパク) ⑥ 血液検査(RBC・WBC・Hb・Ht) ⑦ 肝機能検査(GOT・GPT・γ-GTP) ⑧ 脂質代謝検査(TG・HDL-C・LDL-C) ⑨ 腎機能検査(BUN・CRE) ⑩ 血糖検査(UA) ⑪ 血糖検査(GLU-HbA1c) ※検査の可否 11月~12月上旬に受診をお願いします!!						

注) 本説明書は、各項目につき A 4 一枚 (片面印刷) までとしてください。

(別添2)

認定基準適合状況説明書

(項目番号 3 - 1 - 2 ②受診勧奨の取り組み)

【適合基準】以下①②のいずれかに該当すること

- ① 定期健康診断等の結果、再検査や精密検査が必要とされた従業員に対して、受診を促すための取り組み又は制度があること
- ② 従業員に対し、がん検診等、任意検診の受診を促す取り組み又は制度があること
- * 定期健康診断、保健指導、特定健康診査・特定保健指導や、女性の健康に特化している受診勧奨は、この項目の評価対象外

記載欄								
該当項目 (いずれかに○)	○	① 再検査、精密検査、要治療の従業員への受診勧奨						
		② がん検診、任意健診の受診勧奨						
取組の種類 (該当するものに✓)	☐ 定期健康診断の再検査等に要する時間の出勤認定や特別休暇認定 ☐ 休日等に再検査等を受診した際の出勤認定又は有給以外の特別休暇の付与 ☐ がん検診等、任意検診の費用補助 ☒ その他（要精密検査者等への積極的関与）							
実施内容の説明	※取組の詳細について、本欄で説明してください。 ※不要な個人情報は掲載しないでください。 健康診断の結果、「要再検査」「要精密検査」「要治療」の結果が出た従業員に対して受診勧奨を行っています。勧奨にとどまらず、受診率の向上を図る為、受診した際の領収書、診療明細書、処方薬の説明書等を添付の上、医療機関での医師の指示についての記載をした回答書を提出してもらっています。弊社は運送業で、従業員の健康管理には特に力を入れています。医師の指示や、服薬の状況を確認することで、安全運行に必要な情報も把握できています。 また、受診費用については、健保組合から全額補助が出るため、受診者の負担軽減、受診率向上につながっています。今年は11月2日に健康診断を行い、結果がまだ出ていないので昨年11月の健康診断結果を基にした資料を添付します。 ※【資料】受診勧奨の案内 ⇒ 平成 29 年 12 月 5 日 大成運送株式会社 様 病院受診・治療状況報告のお願い 本年度実施の定期健康診断の結果、産業界より以下の指示が出ております。 お配りした「健康診断個人結果表」を持参し、かかりつけ医または最寄りの病院へかかってください。 ◎ 要受診 要精密検査 → 速やかに受診して下さい(12月中旬) ◎ 要再検査 → 1月～2月頃に再検査を受けてください(健診2～3ヵ月後) ◎ 治療中 → 次回の通院時に「健康診断結果表」を医師に見せて下さい <table><thead><tr><th>項目</th><th>指示・状況</th></tr></thead><tbody><tr><td>肝機能系検査</td><td>要再検査</td></tr><tr><td>脂質系検査</td><td>要再検査</td></tr></tbody></table> 受診後、下記「回答書」を記入いただき、添付書類と一緒に会社へ提出してください。 提出がない場合は、あなたの受診状況が把握できず、乗務禁止等の措置を取る場合があります。 ※「要再検査」「要精密検査」の項目の検査費用は、原則、健保組合が全額補助します。 病院へ行く前に総務までご連絡ください。 回答書 ① 受診日 平成 年 月 日 (治療中の方は直近の受診日) ② 内容・結果 ☐ 検査を受けた ☐ 要経過観察 ☐ 診察を受けた ☐ 要治療(通院するよう言われた、薬が出た等) ☐ その他() ☐ 要経過観察 ③ 医師から言われたことや、服薬状況等を記入してください。 受診状況について上記の通り回答します。 氏名 _____ 【添付書類】 ◎ 受診した際の「領収書」「診療報酬明細書」 ◎ 薬を処方された方は「薬の説明書」 ◎ 検査を受けた方は「検査結果」のわかるもの		項目	指示・状況	肝機能系検査	要再検査	脂質系検査	要再検査
項目	指示・状況							
肝機能系検査	要再検査							
脂質系検査	要再検査							

注) 本説明書は、各項目につきA4一枚(片面印刷)までとしてください。

(別添2)

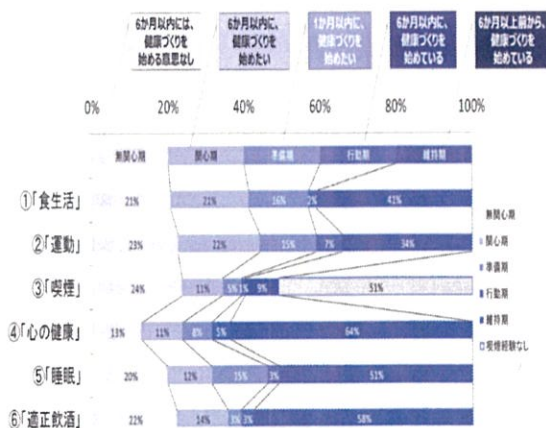
認定基準適合状況説明書

(項目番号 3 - 1 - 4) ④健康増進・過重労働防止に向けた具体的目標(計画)の設定)

【適合基準】

従業員の健康課題を踏まえ、従業員の健康保持・増進、過重労働防止に関する計画を策定し、具体的な数値目標や計画、実施(責任)主体及び期限を定めていること

記載欄				
数値目標や計画の概要	「食生活」「運動」「喫煙」に対する健康づくりに取り組む従業員を増やします。			
目標(計画)の具体的な内容	※目標(計画)の具体的な内容、目標(計画)達成に向けた取組概要について説明してください。 数値目標(2019年7月までに) 「食生活」:「行動期」「維持期」を50%以上 「運動」:「行動期」「維持期」を45%以上 「喫煙」:「無関心期」を20%以下 ※「行動期」「維持期」等の定義は下記資料の最上段および吹き出しをご覧ください。			
実施(責任)主体 〔担当部署・担当者〕	〔総務部 浅野雅幸〕			
策定日	2018年9月21日			
(目標の場合) 達成予定年	2019年	(計画の場合) 実施年	☒ 単年度 ☐ 複数年(年～ 年)	
計画策定の背景 具体的な取組	※目標(計画)を策定した背景について説明してください。 2018年7月に全従業員を対象に健康度調査アンケート(アクサ生命協力)を実施しました。(回答率86%)結果に基づき、健康な生活に欠かさない「食生活」「運動」「喫煙」を重点課題と考え、この3点への関心興味と行動を促すため、上記の目標を設定し従業員の健康保持・増進に向けた取り組みを行うこととしました。			



注) 本説明書は、各項目につきA4一枚(片面印刷)までとしてください。

(別添 2)

認定基準適合状況説明書

(項目番号 3 - 2 - 1) ⑤管理職又は従業員に対する教育機会の設定)

【適合基準】：以下①②のいずれかに該当すること

- ① 1 年度に少なくとも 1 回、管理職や従業員に対し、健康をテーマとした従業員研修を実施している又は外部機関主催の研修等に参加させていること

(個人が任意で受講している研修等は含まれない)

※女性の健康課題等に関する理解促進のための研修・セミナーの実施は【項目番号 3 - 3 - 4】「⑫女性の健康保持・増進に向けた取り組み」において評価し、本項目においては評価の対象外とする)

- ② 少なくとも 1 か月に 1 回の頻度で、全従業員に対し、健康をテーマとした情報提供を行い、周知を図っていること

記載欄	
取組の種類 (どちらかに○)	研修等 ○ 情報提供
取組の概要	健康に関する情報提供
前回 実施日	2018 年 10 月 17 日
次回実施 予定時期	2018 年 11 月 21 日
対象者	☒ 全従業員・全管理職 (情報提供の場合は必須) ☐ 一部の従業員・管理職等
(一部の管理職等が外部の研修を受講した場合) 他の受講すべき者への伝達方法	
(情報提供の場合) 情報提供の頻度	毎月 1 回
実施内容の 説明	※研修プログラム又は情報提供の内容について本欄で説明してください。 ※情報提供の場合は、全従業員への周知方法も説明してください。 健康管理に関する情報提供を毎月 1 回行っています。安全衛生委員会にて各職種のリーダーに対し情報を提供し、リーダーが全メンバーに対し情報を提供するという仕組みで運用をしています。資料として 2018 年 8 月度の当該資料を添付します。 ※【資料】安全衛生委員会の健康に関する部分 (抜粋)

安全衛生委員会 運営資料 & 月間目標	
管理月度	2018 年 8 月度
開催日時	2018 年 7 月 18 日 (水)
活動項目 (目的・目標)	特定保健指導／食中毒の予防／熱中症と夏バテ予防 ■「健康経営」の取り組みの一環として、保健師・管理栄養士による特定保健指導を行います。昨年度の定期健康診断の結果において、メタボや生活習慣病の予防が見受けられるが、日常生活や食生活を改善することによって、疾病を未然に防ぐことのできる可能性がある方に対して実施します。 ■当社では昨今、生活習慣病を発症される方が何名も見受けられ、中には重症化した方もいます。発症する前に生活や食事の内容を改善することによって、予防できますので、保健師・栄養士のアドバイスを受けながら、前向きに取り組んでください。 詳細は、総務より連絡をします。 ■上記にも記したように、8 月は食品衛生月間です。本格的な夏が到来し、これからの時期は食中毒発症も発生され、衛生管理に注意が必要になります。胃腸も弱り体の抵抗力も落ちますので、食事の内容には十分に気を付けて食中毒や胃腸疾患を予防して下さい。 ■換気明けのこの時期が最も熱中症の発症率が高い時期です。湿度が高く、身体が夏の暑さに慣れていないこの時期は、熱が体内にこもりやすくなるためです。汗をかいてなくても、昼頃から定期的に水分・塩分・糖分を補給して、熱中症予防に心掛けましょう。 ■暑い日が続き、食欲がなくなり栄養不足になったり、外へ出て運動をする機会が減り運動不足になりがちです。このため自律神経の働きが乱れ、夏バテになってしまいます。 ■運動不足には、ジョギングや水泳などの全身運動が効果的です。食事についても野菜やミネラルの多い海藻類そして肉・魚をたっぷり摂りましょう。

注) 本説明書は、各項目につき A 4 一枚 (片面印刷) までとしてください。

(別添2)

認定基準適合状況説明書

(項目番号 3 - 2 - 4 ⑧病気の治療と仕事の両立の促進に向けた取り組み(⑮以外))

【適合基準】

従業員の病気の治療と仕事の両立支援に向けて、組織としての取り組みを行っていること。具体的には、治療を要する従業員の相談窓口等を明確にし、その周知を図っていること、あるいは対象者の支援体制の整備等の対策を定めていること

※メンタルヘルス不調者に対するサポート体制の整備や職場復帰支援の取り組みについては、

【項目番号 3 - 3 - 7】「⑮メンタルヘルス不調者への対応に関する取り組み」において評価するものとし、本項目では、評価の対象外とする。）

記載欄							
取組の概要	入院医療費補助制度の制定と運用						
取組の種類	□傷病をかかえる従業員及び配慮や支援を行う管理職及び周囲の同僚の相談窓口の設置 □勤務時間・作業内容・通勤方法等の就業上必要な対応の策定 □入院治療や通院のために、年次有給休暇とは別に傷病休暇・病気休暇を取得できる制度の整備（有給・無給に関わらず） □勤務時間内に通院可能な環境の整備（通院時間の就業時間認定や 1 時間単位での年次有給休暇取得制度等） ☑その他（入院時の経済的負担を減らし治療に専念できる規定の作成 ）						
取組開始時期	2017 年 3 月 14 日						
実施内容の説明	※取組の詳細について本欄で説明してください。						
	病気の治療と仕事の両立支援策として入院時の医療費補助制度を制定し、運用しています。入院にかかる自己負担額を 30 万円までは会社がキャッシュバックする制度です。 今年は、2 名の方が対象となり、手続きをしております。入院・手術を行っても自己負担はほぼゼロとなり、従業員の経済的負担を減らし、安心して治療に専念し、仕事への復帰を目指してもらえる環境を整えています。 <table><tr><th>内規29</th><th>入院医療費補助制度</th><th>大成運送株式会社 平成29年3月14日</th></tr><tr><td colspan="3"> (目 的) この規定は、従業員の私傷病について、入院時の費用負担軽減に資する事で、福利厚生の実現を図る目的で定める。 (制度対象者) ・ この規定の対象者は、全従業員とする。(ただし所定労働日数が週3日未満、所定労働時間が週15時間未満の者は対象外とする) (補助概要) ・ 従業員の1回の私傷病での入院について、保険診療自己負担額(3割)を補助する。(上限30万円) ・ 保険診療対象外の費用(食事費、差額ベッド代、経費等)は補助の対象外とする。 ・ 同一私傷病での再入院は、前回退院日から再入院の期間が180日以内の場合は、同一の入院として取り扱う。 ・ 既に免病している傷病において特有の合併症が発生した場合、合併症については補助の対象としない。 ・ 本制度制定以前に、免病(治癒)している傷病については、本制度制定後2年間は補助の対象としない。 (手続き) ・ 本制度の対象となる従業員については都度、総務部より手続きの案内をする。 ・ 従業員は、求められた必要書類の提出を遅滞なく行うこととする。 ・ 本制度における診断書作成について補助額が10万円以上となる場合は、自己負担にて支払うこととする。 (健康相談等) ・ 従業員およびその家族は以下の健康相談等の窓口を自由に利用することができる。 従業員およびその家族が対象 ・ 24時間健康相談(電話) 病気、健康、医療、介護、育児等、さいな事で相談可能 </td></tr></table>		内規29	入院医療費補助制度	大成運送株式会社 平成29年3月14日	(目 的) この規定は、従業員の私傷病について、入院時の費用負担軽減に資する事で、福利厚生の実現を図る目的で定める。 (制度対象者) ・ この規定の対象者は、全従業員とする。(ただし所定労働日数が週3日未満、所定労働時間が週15時間未満の者は対象外とする) (補助概要) ・ 従業員の1回の私傷病での入院について、保険診療自己負担額(3割)を補助する。(上限30万円) ・ 保険診療対象外の費用(食事費、差額ベッド代、経費等)は補助の対象外とする。 ・ 同一私傷病での再入院は、前回退院日から再入院の期間が180日以内の場合は、同一の入院として取り扱う。 ・ 既に免病している傷病において特有の合併症が発生した場合、合併症については補助の対象としない。 ・ 本制度制定以前に、免病(治癒)している傷病については、本制度制定後2年間は補助の対象としない。 (手続き) ・ 本制度の対象となる従業員については都度、総務部より手続きの案内をする。 ・ 従業員は、求められた必要書類の提出を遅滞なく行うこととする。 ・ 本制度における診断書作成について補助額が10万円以上となる場合は、自己負担にて支払うこととする。 (健康相談等) ・ 従業員およびその家族は以下の健康相談等の窓口を自由に利用することができる。 従業員およびその家族が対象 ・ 24時間健康相談(電話) 病気、健康、医療、介護、育児等、さいな事で相談可能	
内規29	入院医療費補助制度	大成運送株式会社 平成29年3月14日					
(目 的) この規定は、従業員の私傷病について、入院時の費用負担軽減に資する事で、福利厚生の実現を図る目的で定める。 (制度対象者) ・ この規定の対象者は、全従業員とする。(ただし所定労働日数が週3日未満、所定労働時間が週15時間未満の者は対象外とする) (補助概要) ・ 従業員の1回の私傷病での入院について、保険診療自己負担額(3割)を補助する。(上限30万円) ・ 保険診療対象外の費用(食事費、差額ベッド代、経費等)は補助の対象外とする。 ・ 同一私傷病での再入院は、前回退院日から再入院の期間が180日以内の場合は、同一の入院として取り扱う。 ・ 既に免病している傷病において特有の合併症が発生した場合、合併症については補助の対象としない。 ・ 本制度制定以前に、免病(治癒)している傷病については、本制度制定後2年間は補助の対象としない。 (手続き) ・ 本制度の対象となる従業員については都度、総務部より手続きの案内をする。 ・ 従業員は、求められた必要書類の提出を遅滞なく行うこととする。 ・ 本制度における診断書作成について補助額が10万円以上となる場合は、自己負担にて支払うこととする。 (健康相談等) ・ 従業員およびその家族は以下の健康相談等の窓口を自由に利用することができる。 従業員およびその家族が対象 ・ 24時間健康相談(電話) 病気、健康、医療、介護、育児等、さいな事で相談可能							

注) 本説明書は、各項目につきA4一枚(片面印刷)までとしてください。

(別添2)

認定基準適合状況説明書

(項目番号 3-3-1) ⑨保健指導の実施又は特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み)

【適合基準】：以下①②のいずれかに該当すること

- ① 健康診断等の結果、特に健康の保持に努める必要があると認められる従業員に対し、医師又は保健師による保健指導の機会を提供していること
- ② 保険者による特定保健指導の実施を促すため、指導時間の就業時間認定又は特別休暇認定や指導のための場所の提供等の取り組みを行っていること

※保健指導、特定保健指導については、健康経営優良法人 2019（中小規模法人部門）認定基準解説書 P29 参照

記載欄		
該当項目 (いずれかに○)	○	① 保健指導の実施
		② 特定保健指導の実施を促す法人の取り組み
実施日(期間)	2018 年 8 月 21 日 ～ 2019 年 2 月	
取組の概要	【該当項目で①を選択した場合】 ☒ 定期健診の結果、保健指導が必要とされた対象者に対して、産業医や保健師による保健指導の実施 ☐ 定期健診の結果、保健指導が必要とされた対象者に対して、地域産業保健センターによる保健指導への申込 ☐ その他 () 【該当項目で②を選択した場合】 ☐ 特定保健指導実施時間の出勤認定、特別休暇認定 ☐ 従業員の特定保健指導受診のための勤務シフトの時間調整 ☐ 保険者への特定保健指導の実施支援（特定保健指導実施場所の提供等） ☐ その他 ()	
実施内容の説明	直近の健康診断結果を基に、特定保健指導対象者全員に対し、外部機関（あまの創健）の保健師・管理栄養士による特定保健指導を実施しています。 8 月 21 日 22 日 28 日 29 日の 4 日間で積極的支援 8 名、動機づけ支援 8 名の計 16 名が初回個人面談を受け、2019 年 2 月までの半年間、各個人ごと設定をした目標に向けて、生活改善プログラムを実施しています。 	

注）本説明書は、各項目につき A 4 一枚（片面印刷）までとしてください。

(別添2)

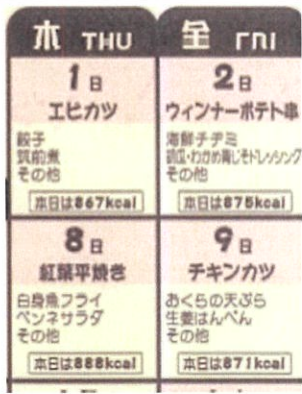
認定基準適合状況説明書

(項目番号 3 - 3 - 2 ⑩食生活の改善に向けた取り組み)

【適合基準】

従業員の健康課題に基づき、従業員の食生活の改善に向けた普及啓発等の取り組みを継続的に行っていること

(従業員の健康増進に向けた目標(【項目番号 3 - 1 - 4】参照)や、従業員の健康課題をもとにしていない取り組み、食生活の改善を直接の目的としていない取り組みは不適とする)

記載欄	
取組の概要	仕出し弁当のカロリー表示と低カロリー飲料の導入
取組実施に至った従業員の健康課題等	☐ 生活習慣病予備群と見られる従業員が多かった ☐ メタボリックシンドロームに診断されている従業員が多かった ☐ 朝食をとらない従業員が多かった ☐ 従業員の食生活に偏りが見られた ☒ 従業員の健康意識の向上 ☐ その他 ()
実施日(期間)	2018年1月1日 ~ 2018年10月31日
取組の種類	☐ 健康に配慮した仕出し弁当の利用促進や社員食堂における健康メニューの提供 ☒ 社員食堂のメニューにおける栄養素やカロリー情報の表示 ☒ 自動販売機等の飲料の内容を低糖・低カロリーのものに変更 ☐ 従業員への健康に配慮した食事・飲料の提供・補助 ☐ その他 ()
実施内容の説明	※取組の具体的な内容について本欄で説明してください。 昨年より自動販売機の飲料のカロリー表示を始めました。今年、ゼロカロリーや特保の商品を増やしました。夏季はスポーツドリンクの価格を下げて従業員の負担を減らす工夫をしました。 ※【資料】自販機加りー表示  【資料】仕出し弁当の加りー表示  社内には食堂はなく、仕出し弁当を頼んでいます。取引業者に栄養士がおらずカロリー計算ができなかった為、本年2月より、栄養士のいる取引業者へ変更し、弁当のカロリー表示を始めました。

注) 本説明書は、各項目につきA4一枚(片面印刷)までとしてください。

(別添2)

認定基準適合状況説明書

(項目番号 3 - 3 - 3 ⑪運動機会の増進に向けた取り組み)

【適合基準】

従業員の健康課題に基づき、従業員の運動機会の増進に向けた取り組みを継続的に
行っていること

(従業員の健康増進に向けた目標【項目番号3-1-4】参照)や、従業員の健康課
題をもとにしていない施策、運動機会の増進を直接の目的としていない取り組みは不
適とする)

記載欄	
取組の概要	クラブ活動の促進と腰痛予防の取り組み(ストレッチの啓発)
取組実施に 至った 従業員の 健康課題等	☒ 従業員の運動不足の解消 ☐ 従業員の心身のリフレッシュ ☒ 従業員の健康意識の向上 ☐ その他()
実施日 (期間)	2018年4月1日 ~ 2018年9月30日
取組の種類	☐ 徒歩や自転車での通勤環境の整備 ☒ ラジオ体操やストレッチの実施、クラブ活動の促進 ☐ 従業員対抗の取り組み(歩数競争等) ☐ 運動施設利用料の会社負担 ☐ 心身の健康増進を目的とした旅行(ヘルスツーリズム)を通じた運動知識の向上 や運動機会の増進 ☐ 官公庁・自治体等の職域の健康増進プロジェクトへの参加による運動機会の増進 ☐ その他()
実施内容の 説明	※取組の具体的な内容について本欄で説明してください。 クラブ活動として弊社には、従前より野球部があります。今年は部員も4名増え 26名となり、活発に活動をしています。今年4月より新たなクラブ活動(筋トレ 同好会)を立ち上げ、活動スペースの提供や機材等の導入をしました。職種の違う 従業員同士のコミュニケーションの場としても有効に活用されています。 また、腰痛予防のスト レッチの啓発として、 全従業員が集まる講習 会にて、トラック車内 でもできる簡単な体操 のレクチャーを行いました。 

注) 本説明書は、各項目につきA4一枚(片面印刷)までとしてください。